

運 営 規 程

医療法人財団 聖十字会 聖ヶ塔病院

通所リハビリテーション

(事業の目的)

第1条 医療法人財団聖十字会が開設する聖ヶ塔病院(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士又は看護師、介護職員等(以下「従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所に従事する者は、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。また、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護サービスおよび支援などが公正中立に行われるよう努めます。事業実施に当たっては、関係市町村・地域の保健医療福祉サービスの提供主体と密接な連携を図り、総合的なサービス及び援助の提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 聖ヶ塔病院
- (2) 所在地 : 熊本市西区河内町船津897 (聖ヶ塔病院本館6階)

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
通所リハビリテーション事業の管理を行う。
- (2) 管理代行者 1名
管理者に代わり、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。
- (3) サービス提供責任者 1名
サービス利用の申し込みに係る調整、通所リハビリテーション計画の作成、従業者に対する技術指導等を行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。
- (4) 医師 1名以上
通所リハビリテーション計画に基づき、診療等のサービス提供にあたる。
- (5) 理学療法士 1名以上
通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法等のサービス提供にあたる。
- (6) 作業療法士 1名以上
通所リハビリテーション計画に基づき、作業療法等のサービス提供にあたる。
- (7) 言語聴覚士 1名以上
通所リハビリテーション計画に基づき、言語聴覚療法等のサービス提供にあたる。
- (8) 介護職員 3名以上
通所リハビリテーション計画に基づき、介助等のサービス提供にあたる。

2 業務の状況に応じて、従業者数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 通常月曜から金曜日までの営業とする。
- (2) 休業日 : 土曜、日曜、12月31日～1月3日
- (3) 営業時間 : 8:30～17:30(サービス提供時間も同様)

(利用者の定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は1単位60名とする。

介護予防通所リハビリテーションの利用定員は内20名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎(居宅・事業所間)
- (2) 健康チェック(血圧測定等)
- (3) 入浴介助
- (4) 排泄介助
- (5) 食事提供・介助
- (6) 短期集中個別リハビリテーション
- (7) 認知症短期集中リハビリテーション
- (8) 生活行為向上リハビリテーション
- (9) 退院時共同指導
- (10) レクリエーション・創作・趣味活動
- (11) 体操(全身体操・頭の体操等)
- (12) 口腔機能向上
- (13) 栄養改善
- (14) 相談・援助
- (15) 年間行事 等

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。また、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。

2 第1項に掲げる利用料のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受ける(介護保険給付対象外)。

- (1) 食事費 1食 550円
- (2) おむつ代等 紙パンツ1枚 130円(M サイズ) 尿取りパッド1枚 41円
- (3) その他の費用

日常生活や教育娯楽に係る品物・材料等の費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、熊本市、玉名市、玉名郡玉東町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱要綱に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービス提供を行っている際、利用者の急変が生じた場合など、必要な場合は速やかに主治医や母体病院、協力機関へ連絡を行い対応する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策として防火管理者を設置し、具体的な計画の策定を行い、定期的な避難訓練、消防訓練を実施し非常時に備える。

(苦情処理)

第13条 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条
- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 - (2) サービス提供に伴い、事業所の責めに帰す事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

- 第16条
- (1) 虐待防止検討委員会を定期的開催し、発生の防止や早期発見に加え、再発を防ぐための対策を検討し、「虐待防止のための指針」を整備する。
 - (2) 基礎的な知識を普及・啓発するために、定期的な研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 (1)通所リハビリテーションの提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、通所リハビリテーションに従事する職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者に文書による同意を得る。
- (2)通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- (3)従業者の清潔の保持及び健康状態について、必ず管理を行う。
- (4)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (5)従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (6)従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (7)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。
- (8)指定居宅介護支援事業所又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- (9)従業者の質的向上を図るため、年度計画に則り研修の機会を設け、必要な場合、そのための業務体制を整備する。
- (10)利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (11)この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人財団聖十字会と事業所及び事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・ 平成 14 年 1 月 7 日 一部改正 | ・ 平成 14 年 6 月 1 日 一部改正 |
| ・ 平成 15 年 4 月 1 日 一部改正 | ・ 平成 15 年 5 月 1 日 一部改正 |
| ・ 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正 | ・ 平成 19 年 7 月 1 日 一部改正 |
| ・ 平成 19 年 9 月 1 日 一部改正 | ・ 平成 21 年 5 月 1 日 一部改正 |
| ・ 平成 21 年 10 月 1 日 一部改正 | ・ 平成 22 年 11 月 1 日 一部改正 |
| ・ 平成 25 年 10 月 25 日 一部改正 | ・ 平成 27 年 7 月 15 日 一部改正 |
| ・ 平成 30 年 7 月 1 日 一部改定 | ・ 令和 3 年 8 月 16 日 一部改正 |
| ・ 令和 4 年 3 月 7 日 一部改訂 | ・ 令和 4 年 11 月 10 日 一部改正 |
| ・ 令和 5 年 12 月 1 日 一部改訂 | ・ 令和 6 年 6 月 1 日 一部改訂 |